人材開発支援助成金
特別育成訓練コース

有期契約労働者、
●一般職業訓練（Off-JT） または
●有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合受給できます。

チェック項目

- ☑ 社会保険に加入している事業所（加入義務がある場合）
- ☑ 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、訓練計画を作成し、認定をうけていること
- ☑ 実施期間の開始した日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

Off-JT分	賃金助成	経費助成（訓練時間数に応じる）		
		20時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
一般職業訓練（20時間以上）	760円（475円）≪960円（600円）≫ ※1コース1200時間限度	10万円（7万円）	20万円（15万円）	30万円（20万円）
有期実習型訓練		↓	↓	↓
中長期的キャリア形成訓練		15万円（10万円）	30万円（20万円）	50万円（30万円）
中小企業等担い手育成訓練		－	－	－
有期実習型訓練	760円（665円）≪960円（840円）≫ ※1コース680時間限度			
中長期的キャリア形成訓練				

（ ）大企業の金額≪ ≫生産性達成時

有期実習型訓練を行い、キャリアアップ正社員化を併用した場合は、経費助成額が変わります（上記矢印部分）

モデルケース

製造業 ・従業員30名 ・生産性要件が向上

1,4466,000円 受給！

平成30年4月10日

有期実習型訓練計画届提出

平成30年6月1日

3名の契約社員に有期実習型訓練を開始
（期間6か月Off-JT50時間 OJT400時間）
Off-JTの一部を外部へ依頼
（費用15万円）

平成30年12月1日

訓練修了した対象者を正規雇用に転換

平成31年1月7日

助成金申請